

使途項目		サーチキー			

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	日本教育新聞 購読料		
年 月 日	令和 3年 4月 1日～令和 3年 5月31日	金 額	5,500円

目 的	教育関係の情報収集
使 途	2ヶ月分の購読料 (2021年4月～ 同年 5月)
政務活動・ 県政との 関連性	学校教育関係の情報を収集し、常任委員会等の政務活動に生かしていく。
<<領収書貼付枠>> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払額 33,000円 (2020. 6～2021. 5) (支払日: 2020年6月8日)</li> <li>・ 政務活動費請求額 (2021年4月～ 2021年5月までの2ヶ月分) 33,000円×2/12月= 5,500円</li> </ul> <p style="text-align: center;">2 年 6 月 整理番号 6-5 参照</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動である。	5,500円	100 %	5,500円

整理番号	6-5
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 002

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本教育新聞 購読料		
年月日	令和 2年 6月 1日~令和 3年 3月31日	金額	27,500円

6/8

目的	教育関係の情報収集
使途	10ヶ月分の購読料(2020年6月~翌年 3月)
政務活動・ 県政との 関連性	学校教育関係の情報を収集し、常任委員会等の政務活動に生かしていく。

《領収書貼付枠》

- ・ 支払額 33,000円(2020. 6~2021. 5)  
(支払日:2020年6月8日)
- ・ 政務活動費請求額(2020年6月~2021年3月までの10ヶ月分)  
33,000円×10/12月= 27,500円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動である。	27,500円	100 %	27,500円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

大石 哲司 様

## お支払い手続き完了

お支払い手続きが完了しました。この画面を印刷して大切に保管してください。  
 ※ お支払い手続きが正しく行えませんが、ブラウザの「戻る」ボタンは押さないでください。

### お支払い方法


クレジットカード

お支払い回数	1回払い
--------	------

### お客様情報

お名前	大石 哲司 様
フリガナ	オオishi テツジ

### ご注文内容

	日本教育新聞社
決済受付番号	20060837016918
ご購入料金	33,000 円
読者サービス 係 電話番号	03-3280-7008
読者サービス 係 メールアド レス	dokusya@kyoiku-pres s.co.jp

このページを印刷する

## 請求書

2020年 6月 3日

静岡県議会議員大石哲司事務所

大石 哲司 様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。  
 下記の通りご請求申し上げます。  
 ※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 **日本教育新聞社**

代表取締役社長 幹長

東京都港区白土 1-10-1  
 電話 03 (3) 354-1008

《お支払い先》

- ・振替払込 00150-8-196500
- ・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店  
普通預金 2835213
- ・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円		読者コード	[REDACTED]	請求書番号	0004330475
(内税)						
	品名	部数	期間	金額	備考	
前回請求額				32,400 円	2019/06-2020/05	
今回入金額				32,400 円		
差引繰越額				円		
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2020/06-2021/05	
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2020/06-2021/05	

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

--	--	--	--

 使途項目
 -

--	--	--	--

 サーチャージ

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	ウイルスバスターライセンス契約更新料		
年 月 日	令和 3年 4月 1日～	4年 3月31日	金 額 2,412円

目 的	ウイルスバスターライセンス契約更新
使 途	パソコン・データの保護
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり  2 年 12月 整理番号 12-4 参照   ウイルスバスター契約更新 16,090円 / (3年+4月) ≒ 402円/月 令和3年分は、12ヶ月分を計上する。 402円 × 12月 = 4,824円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	4,824円	1 / 2	2,412円
		50%	

整理番号 12-4

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

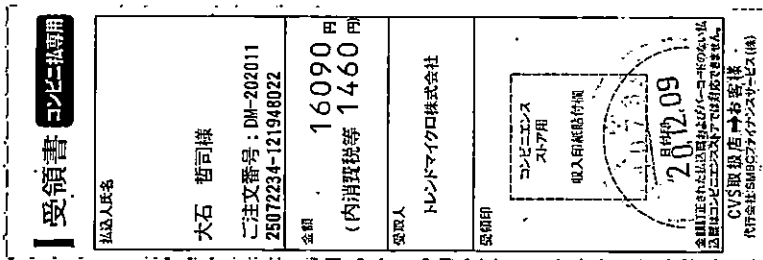
780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内容	ウイルスバスターライセンス契約更新料		
年月日	令和 2年12月 9日～	年 月 日	金額 201円

目的	ウイルスバスターライセンス契約更新
使途	パソコン・データの保護
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



40ヶ月

ウイルスバスター契約更新 16,090円 / (3年+4月) ÷ 402.2円/月  
 令和2年分は、既存の契約が切れる3月分を計上する。 402円 × 1月 = 402円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	402円	1 / 2	201円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

キャンペーン期限

2020年12月31日まで PNJQ-0012-7176-1638-6000

12/31\*  
までの契約更新が  
とっても  
お得

**超早得**  
キャンペーン

ウイルスバスタークラウド<sup>TM</sup>  
+ デジタルライフサポート プレミアム

契約3年版



この期間の今だけが超早得のチャンス! / 12月31日 2021年1月31日 2月28日  
契約期間終了 6か月前～3か月前 契約期間終了 2か月前 契約期間終了 1か月前 契約期間終了

契約期間  
4ヵ月分  
無料延長

契約更新料  
5%  
OFF

3年版  
キャンペーン価格  
16,090円 (税込)  
通常価格  
16,940円 (税込)

1年版を  
3回更新した  
合計価格\*2  
24,090円 (税込)

3年版で更新すると  
7,150円\*3  
相当もお得!

【キャンペーン対象者】 超早得キャンペーン期間中に、弊社からご案内差し上げるメール、ポップアップ、本DM\*4より、キャンペーン対象商品で契約更新手続きを完了された方。【キャンペーン対象商品】 ウィルスバスタークラウド + デジタルライフサポート プレミアム契約3年版 (契約期間4ヵ月分無料延長 + 契約更新料5%OFF)

\*1:トレンドマイクロ・オンラインショップにおける通常価格。\*2:トレンドマイクロ・オンラインショップにおける、ウイルスバスタークラウド + デジタルライフサポート プレミアム (以下「サポート契約」といいます) 1年版更新を通常価格 (税込8,030円) で3回行った場合の総額 (税込24,090円) \*3:トレンドマイクロ・オンラインショップにおける、サポート契約1年版更新を通常価格 (税込8,030円) で3回行った場合の総額 (税込24,090円) と、サポート契約3年版更新の場合の通常価格 (税込16,940円) の差額 (税込7,150円) \*4: 超早得キャンペーンと記載されたものに限り。\*記載の金額は12月時点のものです。

○契約更新料のお支払いの前に、下記WEBサイトにて最新の使用許諾契約書等内容をご確認ください。お客様が本書にてお支払いされた場合、使用許諾契約書等に同意いただいたものとみなされます。 <http://www.go-tm.jp/ren/eula>

上記製品での契約更新は  
こちらの払込票が便利!

その他の契約プランは、右記契約更新WEBサイトからログインいただき、製品選択画面よりお申し込みください。 [www.go-tm.jp/ltd/vbp12](http://www.go-tm.jp/ltd/vbp12)

支出証拠書

--	--	--	--	--	--

 使途項目      サーチキー

( ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和 3年 4月1日～令和 3年 4月30日	金額	61,125円

目的	事務所の借上げ
使途	4月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

**キャッシュサービスご利用控：**  
毎度ご利用いただきありがとうございます

**4月** 浜松いわた信用金庫

お取引日	取扱金庫(店番)	取扱通番
03-02-27	1503015-1340	
カード発行金融機関(店番)	大口(口座番号)	
万円(角)	千円(角)	お取引金額
000000000000		¥122,250*
お取引内容		お取引後残高
支払い		*****
手数料	¥0	硬貨
時刻	13:46	おつり

浜松磐田信用金庫  
 西ヶ崎支店  
 マルミコ入替 オリモリ(カ様)  
 普通 0002094964  
 オイ(イ) 様  
 TEL:053-435-0057

\*\*\*\*\*  
 \*印紙税申告納  
 \*付につき浜松西  
 \*税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	122,250円	1 / 2 %	61,125円

--	--	--	--

 - 
 

--	--	--	--

  
 使途項目      サーチキー

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内 容	月極駐車場料金		
年 月 日	令和 3年 4月 1日~令和 3年 6月30日	金 額	4,500円

目 的	月極駐車場の借上げ
使 途	4~6月分の駐車場借上げ代
政務活動・ 県政との 関連性	県庁及び浜松市役所への中継拠点
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center;"> <p>領 収 証 No. _____</p> <p>大石 哲司様 2021年 8月 11日</p> <p>4,900円</p> <p>但 月極駐車料金(4~6月分) 上記正に領収いたしました</p> <p>〒431-3114 浜松市東区積志町816 積志駅前駐車場</p> <p>内 訳 税抜金額 消費税額(%)</p> <p>領収証 No.12</p> </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	9,000円	1 / 2	4,500円
		%	



7 7 4 - 0 0 1  
 使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石哲司)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	「徳川みらい学会」年会費		
年月日	令和 3年 4月 1日~令和 4年 3月31日	金額	10,110円

会の趣旨・目的	令和 3年度 徳川みらい学会への入会
会の活動内容等	徳川みらい学会事務局の主催により、年6回程度の講演会を開催
政務活動・県政との関連性	江戸時代の「究極の循環型社会システム」や経済文化交流を基軸とした平和外交政策等は、環境問題や地域外交を積極的に進める本県において参考にするべき点が多々あると考え、調査研究した成果を委員会活動等に生かしていく。

《領収書貼付枠》

**ご利用明細** 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
 内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	口座番号
03.03.13		074
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0394	お引出し	¥10,000
振込額	お振り	残高
	おつり	*****
キャッシング	手数料	時刻 *****
	¥1101023	0037

スアイカ  
 フクチヨウ  
 普通 1873338  
 クカワミライカイツカイ 様  
 オイシテツシ 様  
 TEL053-435-0057

※送金手数料 110円を含む

※ 添付書類：( 徳川みらい学会設立趣意書、定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	10,110円	100%	10,110円



徳川家康公  
四百年  
記念事業

# 徳川みらい学会

[▶ 法人会員一覧](#)

[▶ お問い合わせ](#)

[ホーム](#)

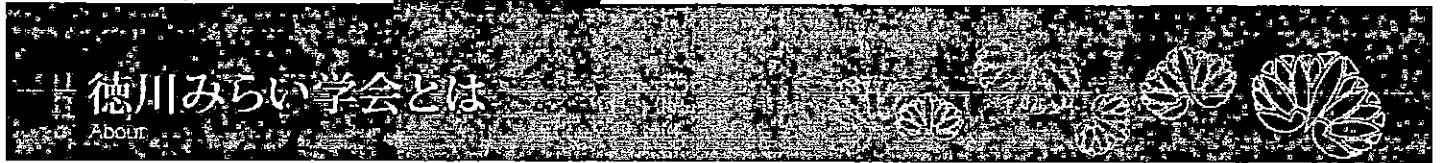
[徳川みらい学会とは](#)

[活動予定](#)

[活動報告](#)

[アドバイザー](#)

[徳川みらい学会会員](#)



世界史上 例をみない265年にも及ぶ平和の礎を築いた徳川家康公が薨去されてから、まもなく400年を迎えます。

「徳川時代」の我が国は、「軍縮革命を実現した平和国家」で、「究極の循環型社会」、

そして「高度で洗練された文化の成熟期」でもありました。

この「徳川時代」を改めて研究し、その知恵や歴史的意義を未来の日本、そして世界へと発信するため、

「徳川みらい学会」を設立いたします。

---

■活動内容： 日本を代表する学識経験者を講師とした講演会を開催します。

講演会の講師とともに巡るツアーなどを実施します。

講演会やミーティング、ツアーの内容などを、会報やホームページなどで発信していきます。

その他、徳川時代に関連する活動を実施します。

(※活動内容は変更する場合があります)

---

■発足時期： 平成25年4月18日

---

■事務局： 静岡商工会議所（総務部総務企画課）

Tel.054-284-9660（平日 午前9時～午後5時）

---

[このページのトップへ](#)

## 特定非営利活動法人徳川みらい学会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人徳川みらい学会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区内に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、徳川みらい学会の事業運営の他、静岡市民に対して、ふるさとの歴史文化を学び、守る活動や新しい文化の創造を図り、静岡市の活性化に寄与する様々な事業を行い、合わせて静岡市の歴史や文化に関わる施設を支援する事業を行うことで、そこに住む人が誇りを持ち、人々に愛され、魅力ある街づくりに寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①徳川みらい学会の活動に関わる事業
  - ②歴史文化に関する学習機会の提供事業
  - ③定期的な講演会の機会の提供事業
  - ④特別講演会、シンポジウムの機会の提供事業
  - ⑤市民が誇りに思える静岡市の街づくりや活性化に寄与する事業
  - ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日

から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法等をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し

た議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に



ついて書面あるいは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決されたものに

譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 熱 川 裕

副理事長

理事

同

同

同

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正個人会員入会金	0円
正会員年会費	10,000円

(2) 賛助会員入会金	0 円
賛助会員年会費	10,000 円

附 則

この定款は2018年10月1日から施行する。

--	--	--

 - 
 

--	--	--

  
 使途項目                      サーチキー

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政活動報告誌郵送料		
年 月 日	令和 3年4月 1日～	年 月 日	金 額                      41,350円

目 的	県政活動報告誌の送付
使 途	県政活動報告誌の郵送(536通)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動の一環として、活動報告誌を作成している。


《領収書貼付枠》

支払者：大石哲司

領収書

様

[別納引受] 第一種定形 @84	202通	18.0g ¥16,968
小 計		¥16,968
区内特別基(定) @75	334通	18.0g ¥24,382
小 計		¥24,382
郵便物引受合計通数	536通	
課税計(10%)		¥41,350
(内消費税等		¥3,759
非課税計		¥0
合計		¥41,350
お預り金額		¥42,000
おつり		¥650

  
 〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時：2021年 4月 1日 9:08  
 担当：[REDACTED] 端N33箱02  
 発行NO. Z1U401A3287  
 連絡先：箱志郵便局  
 TEL: 0570-943-370

按分の理由 すべて政務活動である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	41,350円	100 %	41,350円

-     
 使途項目                  サーチャージ

支 出 証 拠 書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (4月分)		
年 月 日	令和 3年 4月 2日～	年 月 日	金 額 30,328円

目 的	政務活動に必要な自動車の配車		
使 途	4月支払分の自動車リース料		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<p>&lt;&lt;領収書貼付枠&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;">03-04-02 口座振替                  *69,012ト39771付入 (加)</p> <p>計上額については、別添説明資料のとおり。</p>			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分。	60,656 円	1/2	30,328 円
		50 %	

## 自動車リース料金経費の内訳

政務活動費をリース代として充当するにあたり、リース料総額より充当困難な経費を除外する。

記

単位：円 (消費税を含む)

項目等	金額 (48ヶ月)	月額リース料	摘要
リース料 総額	3,312,576	69,012.0	
重量税	△31,800	△662.5	
JAF	△8,640	△180.0	
車検・点検	△111,240	△2,317.5	
メンテナンス料	△60,480	△1,260.0	
車両保険相当額	△188,946	△3,936.3	対人・対物に限定
差引計	2,911,470	(a) 60,655.7	

リース料総額から重量税など上記表に記載の経費を控除した月額リース料は、(a) 60,656円とする。

契約者 浜松市東区積志町847-1 大石 哲司

と締結した自動車リース契約については、上記の通り相違ありません。

令和 元年 8月 8日

浜松市中区西浅田2丁目6番43号  
株式会社 トヨタレンタリース 浜松  
代表取締役 **鈴木雅之**



整理番号 4-8

用途項目 - サーチャージ

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要綱情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所灯油代		
年 月 日	令和 3年 4月 2日~	年 月 日	金 額 516円

目的	事務所の維持管理
使 途	事務所石油ストーブの燃料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動業務の事務所の維持

《領収書貼付枠》

支払者: 大石 哲 司



納品書(領収書)

2021年04月02日 16:32

売上  
取引先名: 〇〇〇〇〇〇  
トク  
カード番号(※ATM利用不可)  
実店舗  
電話番号  
P25  
灯油  
数量 12.00L \*  
単価 86円 ¥1,032  
合計  
消費税10%対象  
内消費税等 ¥94  
クレジット支払

有効期限: XX/XX/XX IC  
支払方法: 一括払い  
承認番号: 0000770  
カード番号: [REDACTED]  
IC: 基本IC  
特別IC  
今回計  
利用ポイント 1126P  
利用可能ポイント 1126P  
本日付与されたポイントは2~3日  
自以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、ICカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsj.te.jpにてご確認下さ  
い。

株式会社 ENEOSウイング  
セルフ有玉SS  
静岡県 浜松市 東区  
有玉北町699-3  
TEL:053-431-6350 SS-480470  
JCT-No 1903-09  
TEL:053-4457-4459  
カト通番17-86284  
099有玉SS  
2021/04/02

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	1,032円	1 / 2 %	516円



様式第1-1号

整理番号 4-9

使途項目 サーチキー

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費 (広聴広報費)・要綱情報誌費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県議会活動報告誌 印刷代		
年月日	令和 3年 4月 2日～	年 月 日	金額 152,768円

目的	県政の広報活動
使途	浜松市東区内への配布用
政務活動・ 県政との 関連性	県政のあらましを住民に公報するもの

領収証

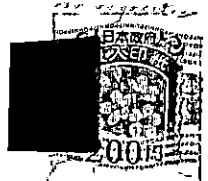
No 030559

令和 3年 4月 2日

大石 哲司 様

¥ 152,438 -

但し県政報告誌印刷代として  
上記の金額正に領収致しました



取扱者

現金		相殺	
小切手		値引	
手形		振込	✓

Sugiyama Media Support Co., Ltd. 杉山メディアサポート株式会社

- 本社 / 〒431-2103 浜松市北区新都田1-10-2 TEL (053)484-1171(代)
- 営業本部 / 〒435-0046 浜松市東区丸塚町196-1 TEL (053)467-6000(代)
- 営業所 / 静岡・東京

振込手数料 (330円) を含む。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わるもの	152,768円	100%	152,768円

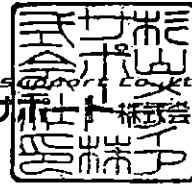
# 請 求 書

〒431-3114

2021年 3月 31日 締切分 No. 143980

静岡県浜松市東区積志町847-1

大石哲司 様



取引銀行  
 静岡銀行上新屋支店 ②020808  
 浜松いわた信用金庫上新屋支店 ②010778  
 三菱UFJ銀行浜松支店 ②553468  
 みずほ銀行浜松支店 ②1246529  
 りそな銀行浜松支店 ②102049  
 遠州信用金庫本店 ②1086

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

本社営業本部 / 〒435-0046 静岡県浜松市東区丸塚町196-1  
 TEL (053) 467-6000(代)  
 FAX (053) 467-6006

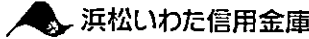
毎度ありがとうございます。  
 下記の通り御請求申し上げます。

営業所 / 静岡営業所・東京営業所

前回御請求額	御入金額	繰越金額	税抜御買上額	消費税額	税込御買上額	今回御請求額
*****	*****	*****	10% 138,580	10% 13,858	10% 152,438	152,438

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
21/03/26	472339	大石哲司様活動報告	33,800	枚	4.10	138,580	059-0036928

**キャッシュサービスご利用控**  
 毎度ご利用いただきありがとうございます



お取引日	03-04-02	取扱金額・店番	1503042-7429	取扱通番
カード発行金融機関	店番	口座番号		
万円(後)	千円(後)	千円(後)	千円(後)	お取引金額
000000000000				¥152,438*
お取引内容		お取引後残高		
支払い		*****		
手数料	¥330	ページ	戻書	
時刻	10:04	おつり		
浜松磐田信用金庫 上新屋支店 スキーマメディアサポート(カ様) 普通 0002010778 TEL: 0534350057				
*****		利用ありがとうございます		
印紙税申告納付済		税務署承認済		

使途項目 - サーチャージ

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

Table with columns: 経費項目, 内容, 年月日, 金額. Content includes 調査研究費, 県庁にて打合せ, 令和3年4月5日~, 4,660円.

Table with columns: 目的, 用途, 政務活動・県政との関連性. Content includes 会派総会, 交通費(浜松 ⇄ 静岡), 新年度の会派役員・委員会構成についての協議及び県政についての打ち合せを行った。

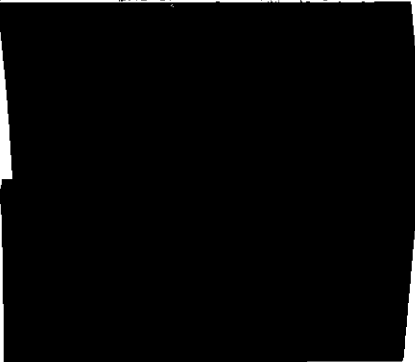
《領収書貼付枠》
別紙のとおり

Table with columns: 按分の理由, 領収書金額(a), 按分率(b), 政務活動費支出額(a×b). Content includes 全て政務活動に係るものである, 4,660円, 100%, 4,660円.

残高ご利用明細

カード番号 [REDACTED]  
残高履歴 (最新20件)

月日	時刻	乗車	運賃	降車	残額
○ -4-5	1810	新浜松駅	-240	積志駅	29990
○ -4-5	1210	積志駅	-240	新浜松駅	30230



積志駅102発行  
2021.-4.-5 18:17 遠州鉄道株式会社

@240円 x 2 = 480円

支払者: 大石哲司

領収書

Receipt 様  
領収年月日 2021.-2.12  
金額 ￥12,540 (消費税等込み)  
[クレジット扱い]  
購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(60146 7枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
静岡駅  
静岡駅MV発行 00147-01

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

6枚中 2枚使用

@2090円 x 2 = 4180円

原本: 3年3月 整理番号 J-27 参照

新幹線回数券 (白) 455  
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79  
静岡 ↔ 浜松  
・新幹線の普通車自由席に限り有効です。  
・途中駅で下車した時は前送は無効になります。  
・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。  
・全券片未使用の場合に限り、払い戻しします。(繰02)  
-2月12日から-5月21日まで有効 [C制] R205  
・-4/27~-5/6は利用できません。  
2021.-2.12静岡駅MV (3-) 60146-04 C56

新幹線回数券 (白) 455  
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79  
静岡 ↔ 浜松  
・新幹線の普通車自由席に限り有効です。  
・途中駅で下車した時は前送は無効になります。  
・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。  
・全券片未使用の場合に限り、払い戻しします。(繰01)  
-2月12日から-5月21日まで有効 [C制] R205  
・-4/27~-5/6は利用できません。  
2021.-2.12静岡駅MV (3-) 60146-03 C56

本書は 3月2/日付の  
支出証拠書へ添付済み

使途項目	サーチャージ
------	--------

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	交通費 (浜松 ⇄ 静岡)		
年 月 日	令和 3年 4月 8日～	年 月 日	金 額 4,660 円

目 的	県控室資料の整理並びに書類の提出
使 途	交通費 (浜松 ⇄ 静岡市)
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

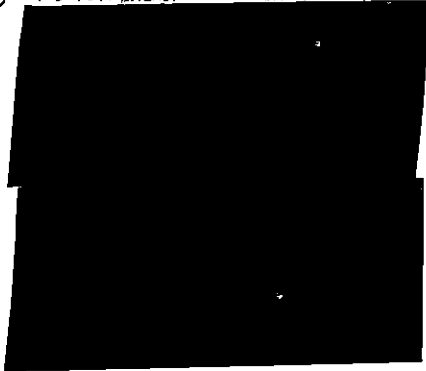
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	4,660円	100%	4,660円

支払者: 大石哲司

### 残高ご利用明細

カード番号:   
残高履歴 (最新20件)

月日	時刻	乗車	運賃	降車	残額
-4-8	1430	新浜松駅	-240	積志駅	29510
-4-8	1040	積志駅	-240	新浜松駅	29750



2021.-4.-8 14:40 積志駅102発行  
遠州鉄道株式会社

@ 240 x 2 = 480 (円)

### 領収書

Receipt 様

領収年月日 2021.-2.19  
金額 ¥12,540 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60125 7枚)

東海旅客鉄道株式会社

静岡駅

静岡駅MV-4発行 00126-01

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

@ 2090円 x 2 = 4180円



新幹線回数券 (白) 455  
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前金は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻しします。(繰03)
- 2月19日から-5月28日まで有効 **C制** R219
- ・-4/27~-5/1-6は利用できません。

2021.-2.19静岡駅MV-4 (3-) 60125-05 C56



新幹線回数券 (白) 455  
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前金は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻しします。(繰04)
- 2月19日から-5月28日まで有効 **C制** R219
- ・-4/27~-5/1-6は利用できません。

2021.-2.19静岡駅MV-4 (3-) 60125-06 C56


使途項目 サーチギー 支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	来客用飲料水 (緑茶ペットボトル)		
年月日	令和 3年 4月 9日～	年 月 日	金額 414円

目的	来客への湯茶の提供
使途	飲料水の購入
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動の拠点となる事務所での来客用。

《領収書貼付枠》



カワチ薬品 浜北店  
TEL 053-586-8831


「MEGAキャンペーン」開催中！  
同日同店舗のレシートで応募！  
合計5000名様に賞品が当たる！  
詳しくは店内告知をご覧ください。  
2021年04月09日(金)11:35 ｼﾞ\*0091

費：セルフレジ1

* キリン生茶	¥829
合計	¥829
(軽減8%対象)	¥61
(軽減8%)	¥61
(内税計)	¥61
(税合計)	¥61

お預り ¥1,030  
お釣り ¥201

お買上点数 1点  
(★印はカワチ・カワチ税制対象商品)  
\*印は軽減税率(8%)対象商品です



店No00199

支払者：大石 哲司

株式会社カワチ薬品

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分。	829円	1 / 2	414円
		%	

整理番号 4-13

使途項目 - サーチキー

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・選挙情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて打合せ		
年月日	令和 3 年 4 月 1 3 日～	年 月 日	金額 4, 6 6 0 円

目的	会派総会
使途	交通費 (浜松 ⇄ 静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動費の会派執行分について確認及び県政についての打ち合せを行った。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	4, 6 6 0 円	1 0 0 %	4, 6 6 0 円

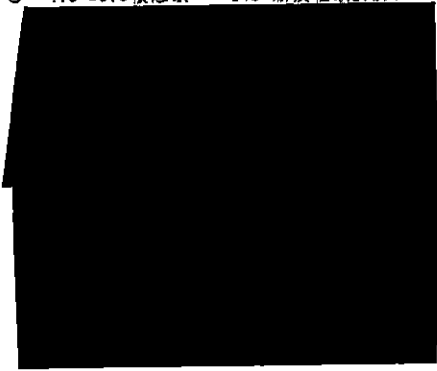


支払者：大石哲司

残高ご利用明細

カード番号：[REDACTED]  
残高履歴(最新20件)

月日	時刻	乗車	通貨	降車	残額
○	-413 2050	新浜松駅	-240	積志駅	29030
○	-413 0810	積志駅	-240	新浜松駅	29270



2021.-4.13 20:52 積志駅102発行  
遠州鉄道株式会社

領収書

Receipt 領収年月日 2021.-2.19 様

領収金額 ¥12,540 (消費税等込み)

[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60125.7枚)  
東海旅客鉄道株式会社

静岡駅  
静岡駅MV-4発行 00126-01

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

6枚中、2枚使用

@2090円 x 2 = 4180円

@240円 x 2 = 480円

原本：3年4月 整理番号4-11 参照

**新幹線回数券 (自)** 455  
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前途は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻しします。(繰01)
- 2月19日から-5月28日まで有効 **C制** R219
- ・-4/27~-5/1-6は利用できません。

2021.-2.19静岡駅MV-4 (3-) | 60125-03 C56

**新幹線回数券 (自)** 455  
(乗車券・新幹線自由席/特定特急券) -79

静岡 ↔ 浜松

- ・新幹線の普通車自由席に限り有効です。
- ・途中駅で下車した時は前途は無効になります。
- ・区間変更、指定席への変更等の取扱いはできません。
- ・全券片未使用の場合に限り、払い戻しします。(繰02)
- 2月19日から-5月28日まで有効 **C制** R219
- ・-4/27~-5/1-6は利用できません。

2021.-2.19静岡駅MV-4 (3-) | 60125-04 C56

本書は4月8日付の  
支出証拠書へ添付済み

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 4/17 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石 哲司 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	R 3年 3月 25日	R 3年 4月 17日	
走行距離	km	km	km


(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km/ km	1,984

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合 1/2

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 大石 哲司

《領収書貼付枠》



納品書 (領収書)  
2021年04月17日 08:12

売上  
マイレージカード  
トク  
カードアラマ(マイレージ) 実筆番  
車両番号  
020101  
レギュラーガソリン P-04  
27.00L  
\*  
合計  
147円 ¥3,969  
(消費税10%対象  
内消費税等  
クレジット支払  
¥3,969  
¥361)

有効期限: XX/XX NC ICS  
支払方法: 一括払い  
承認番号: 0000781  
カード番号  
Tポイント: 18P

本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsj.te.jpにてご確認下  
さい。

支払者: 大石 哲司

有限会社高林商店 有玉SS  
浜松市東区有玉北町1248-1  
TEL: 053-434-0172 SS-480140  
場所コード: 8232  
EJ-NO 769/2-01  
〒-5160191-0193  
電話番号 17-31294  
2021/04/17

案分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,969円	1/2 %	1,984円

様式第1-1号

使途項目 サーチキー

整理番号

4-15

支出証拠書

□□□ - □□□

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リニア新幹線工事現場視察旅費		
年月日	令和 3年 4月19日~令和 年 月 日	金額	20,000円

目的	県外視察・調査旅費
使途	県外視察・調査旅費
政務活動・ 県政との 関連性	別紙報告書
《旅費の計算》	

領収書

大石 哲司 様

¥ 20,000 = (税込)

但し リニアPT 視察バス代として

令和 3年 4月28日 上記正に領収いたしました。

静岡県議会 ふじのくに県民クラブ  
会長 阿部 卓也

※ 視察旅費は、貸し切りバスを視察参加者で案分した。ふじのくに県民クラブ 会派支出証拠書  
3年 4月 整理番号 4-4 参照

安分の理由 全て政務活動である。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	20,000円	100%	20,000円

県外調査概要書

令和 3年4月29日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石 哲司

目的	リニア新幹線工事現場視察
年月日	令和3年 4月19日
場所	岐阜県御嵩町
内容	<p>1 行程 別紙行程表による</p> <p>2 対応者 岡本孝子 岐阜県御嵩町議会議員 [REDACTED] 湯澤将憲 岐阜県都市交通局長 他</p> <p>3 聴取内容 リニア新幹線のトンネル掘削工事による残土が環境に及ぼす影響</p> <p>4 県政への反映 静岡県内では、リニア新幹線のトンネル掘削工事は未着手である。南アルプスの最深部を掘削するトンネル工事による残土には、ウランや黄鉄鉱などの様々な鉱物などが含まれていると想定すべきである。土中では安定している状態を保っているが、いったん外部に掘り出されて空気や水に触れると、とても危険な状態に陥り、悪影響を及ぼすことが指摘された。議会活動を通じて、残土処理に対する明確な方針を策定していくことが求められる。危険物質が水に溶けて大井川流域の県民の安全を脅かすことがあってはならないことを、委員会等で訴えていきたい。</p>

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

**手配旅行 行程表**

作成日 : 2021年4月13日

団体名 : 静岡県議会ふじのくに県民クラブ 様  
 代表者 : 阿部議員 様  
 住所 :  
 連絡先 : TEL [ ] FAX [ ]

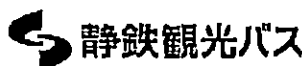
日程期間	2021年4月19日(月)
日帰り	
行先	岐阜県可児市・岐阜県庁 方面

日次	行程
1	4/19(月)
	*07:15配車 静岡県庁==静岡SAスマートIC==(新東名高速)==浜松SA(休憩・乗車有) 07:30出発 08:30~08:45
	==豊田東JCT==(東海環状道)==可児御嵩IC==可児市文化創造センターala 10:20~12:30
	にて講演会聴講・昼食 ==御嵩町議員誘導により、御嵩町内リニア残土 13:00~14:30
	置き場視察・その後御嵩町内リニア建設現場をバス車窓より視察==可児御嵩IC
	==関JCT==岐阜各務原IC==岐阜駅(下車有)==岐阜県庁訪問(リニア担当者 15:30 16:00~17:00
	との面談) ==岐阜各務原IC==(名神・東名高速)==上郷SA==豊田東JCT== 18:10~18:25
	(新東名高速)==浜松SA(下車有)==静岡SAスマートIC==静岡県庁 19:10~19:25 20:30

備考	●見積書有効期限:2021年4月19日
----	---------------------

★お客様の安全確保のため、バス走行中のシートベルト着用にご協力願います。  
 ★当社にて取扱の旅行には、死亡または後遺障害時(最高377万円)・入院日額(一日あたり5,000円)・  
 通院日額(一日あたり3,000円)の静旅協補償制度に加入しております。

==	バス
—	JR・私鉄
~	船舶
+	ロープウェイ・ケーブルカー
>>	航空機
***	徒歩



【安全性評価認定制度】  
認定事業者



静岡県知事登録国内旅行業E-054号 (一社)全国旅行業協会 正会員  
 静鉄ジョイステップバス株式会社  
 営業部 旅行営業課  
 〒425-0085 静岡県焼津市塩津 294-5  
 TEL: 054-639-7511 FAX: 054-639-7522  
 旅行業務取扱管理者: 岩辺 真史  
 担当者: [ ]

- 道路交通状況・天候等の事情により、コースおよび時間等に変更が生じる場合がございます。
- 上記行程は、2021年4月13日 現在の内容です。
- 【個人情報の取扱および第三者提供について】当社は、旅行申込の際に同った個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故等を担保する補償制度の手続き上、必要な範囲内で利用させていただきます。

# ふじのくに県民クラブリニアPT 岐阜視察

御嵩町残土問題を中心として

2021・4・19

## 車中での塩坂先生講話



各地のリニア問題について

- ・調布市の崩落問題などにより「大深度法」に疑問を持つ市民が増えている。
- ・山梨県のリニア実験線地点で生じている水枯れ問題。30年間のみの補償。
- ・長野県 大鹿村、飯田駅は残土の土量バランスがとれていない。
- ・愛知県 亜炭の掘削跡地の空洞が多く、崩落危険性あり。熱田地区など。

岐阜県について

- ・美濃帯はウラン鉱など多くの鉱物が採取される地層。避けきれない。
- ・「黄鉄鉱」は水と接触すると硫酸やヒ素が発生する。残土処理を慎重にする必要がある。
- ・静岡県は四万十層群であり美濃とは全く違う。

・日時 令和3年4月19日(月) 7:30~20:30

・参加者

ふじのくに県民クラブ議員 14名  
マスコミ 6社(静岡新聞、中日新聞、静岡放送、第一テレビ、朝日新聞、テレビ静岡)

・講師 塩坂邦雄氏、岡本孝子御嵩町議

・対応者 岐阜県 都市交通局 湯澤局長、  
公共交通課リニア推進室 伊藤課長

・日程 県庁(7:30)→浜松→可児市文化センター(10:30~12:00)  
(岡本町議、氏からの講話、質疑応答)→御嵩町のリニア工事  
予定地、残土処理予定地現地視察(13:00~14:30)→岐阜県  
庁(16:00~17:00)(リニア推進課長より説明、質疑応答)→  
浜松→県庁(20:30)

## 可児市文化センター 岡本御嵩町議講話



御嵩町はかつて産業廃棄物処分場問題で、  
全国初の住民投票を実施した町

岡本町議はH27より毎議会でもリニア問題に  
ついて質問に立っている

・H27 全く説明がないまま町有地へ  
残土処分地決定 工業団地として  
利用→工場が誘致できるか?

・これまでJRは4回町議に説明

- ・「その自治体で出た残土はその自治体の責任で処分」
- ・岐阜県が推進期成同盟に加入しており、知事、町長も賛成の立場。
- ・残土置き場は貴重な植物である「ハナノキ」の自生地。
- ・防水シートの安全性疑問

美濃帯掘削で過去に起きた  
環境汚染事例について

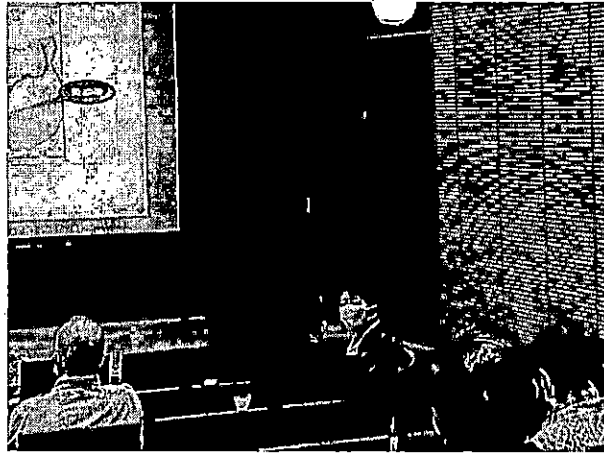
・瑞浪 日本最大のウラン鉱  
地層

・硫酸、ヒ素が出た「犬山カド  
ミウム汚染事件」フッ素汚染

・「超深層研究所」原発廃  
棄物最終処分場の研究

・野積みされた残土から雨水  
によって汚染水が出続けている。

・一日に一回だけの残土検  
査でよいのか。要対策土の  
振り分けは難しい。



・東海環状自動車道トンネル掘削残土 水質汚染事件

・国交省設置の「水質異常対策協議会」は異議を受け付  
けない形だけの会議

・建設費6億円 年間維持費4000万円をかける汚水処理  
プラント稼働中

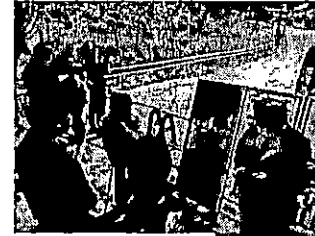


残土搬出  
ベルトコンベア

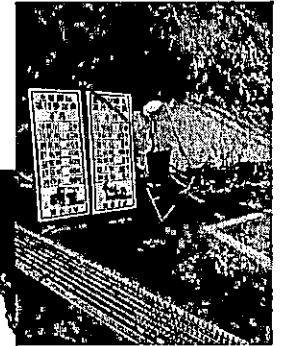
ジェットコースターのような  
騒音をたて、掘削土が運ば  
れている



御嵩町リニア工事ヤード建設、残土置き場現地視察



美佐野地区 ハナノキ  
が自生する谷間



・ゴルフ場予定地を町が買い取った谷あいをやード  
及び残土置き場にする工事が進捗中。

・全体で約7ha トンネル出口と橋梁部分に当たる。

岐阜県庁 リニア推進室 意見交換

・都市交通局長 湯澤将憲氏  
・公共交通課リニア推進室 伊藤雅志氏

環境問題について

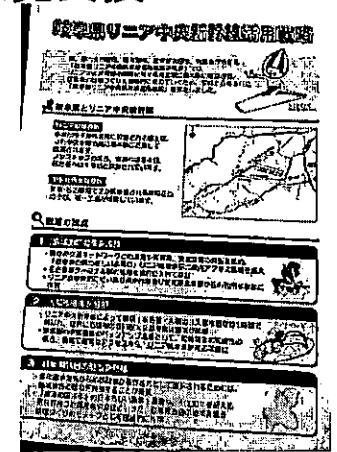
・環境保全については部局が違うのでよくわからない。  
・地元とJRとの事なので県は関与しない。

進捗状況について

・工事管理者であるJRが粛々と進めている。

リニア開通について

・一時間に1本、3000人/日以上乗降客を見込む  
・東濃地域の発展になる  
・美濃坂本駅との接続 ・今年度予算 3000万円程度



127年に作成した活用戦略

## 考察と今後に向けて

- トンネル掘削工事着工前に、残土処理に対してしっかりとした方針を確保することを強調しなければならない。  
(給水源である長島ダムの上流に置くのは危険)
- 「リニア推進期成同盟」に加入しているという理由で、首長に対して環境に対する疑問も発言できない風潮は民主的とは言えない。  
県民の安全・安心を最優先すべきである。
- 「町内で出た残土は町内で処理すべき」という概念で動いているが、各自治体にはメリットもあまりないリニアに対してそこまで責任を負う必要があるのか。
- 県民の生命と南アルプスの環境を守ることを最優先とする静岡県の姿勢は、リニアに関係する他県民に共感を得ている。  
今後とも納得できる科学的根拠と情報公開を求め続けたい。



使途項目 サーチキー

				-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	キャノンプリンター・インク		
年 月 日	令和 3年 4月 22日~	年 月 日	金 額 5,079円

目 的	政務活動用
使 途	プリンターインク 購入
政務活動・ 県政との 関連性	—

<<領収書貼付枠>>

支払者：大石哲司

文具スーパー

**事務センター**

文具スーパー事務キチ 浜松店  
TEL:053-412-1881  
浜松市中区上島7-6-35

いらっしやいませ  
文具スーパー事務キチへようこそ  
またのお越しをお待ちしております  
2021年04月22日(木)12:59<0006-01>

4530966705351  
JIT 994MAYK JIT-C380BXL  
0 1,380\* 1 1,380  
4530966705412  
JIT 994MAYK JIT-C3803816PKL  
0 8,778\* 1 8,778  
小計 2 10,158

内税対象金額 10,158  
10.0%消費税額 10,158  
(内消費税額 10.0%) (923)

合 計 10,158

現金 10,200  
お預り 10,200  
お釣り 42

No:019117943085



按分の理由 政務活動と後援会用で 按分。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,158円	1 / 2 %	5,079円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 4/25 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・大石 哲司 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	R 3年 4月 17日	R 3年 4月 25 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,400

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合 1/2

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 大石 哲司

《領収書貼付枠》

支払者: 大石 哲司

納品書 (領収書)

通鉄石油株式会社  
内野SS  
静岡県浜松市浜北区内野4575  
TEL: 053-586-3511

2021/04/25 (日) 11:09 2021/04/25

売上 一般クレジット

8102 022000 ¥2800  
L-1 N-1  
L-1 N-1  
20.00L,7 @140

合計 (内消費税等) ¥2,800 (¥255)

承認No. 0000000789 一括  
支払方法  
振込 0K  
端末処理通番 14287  
端末識別番号 959600000000 IC  
ARC00 ATC004C JCB Credit  
00 A0000000651010

※本書保管上のお願  
財布・手帳等には  
必ず内側に折り保管  
をお願いします。

No.6615 担当: 01

案分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,800円	1/2 %	1,400円

様式第1-1号

整理番号 4-18

使途項目 サーチキー

□□□□ - □□□□

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞購読料		
年月日	令和 3年 4月 26日～	年 月 日	金額 1,650円

目的	県内情報の収集		
使途	4月分の購読料		
政務活動・ 県政との 関連性	県内の情勢を確認し、政務活動の参考にしていく。		
<<領収書貼付枠>>                             03-04-26 購読料 *3,300尾上新聞			

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,300円	1 / 2 %	

整理番号	4-19
------	------

使途項目 サーチキー

□□□□ - □□□□

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	令和 3年 4月26日～	年 月 日	金額 930円

目的	社会情勢に関する情報の収集
使途	しんぶん「赤旗」日曜版 4月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	全国の最新情報を収集し、政務活動の参考にしていく。

《領収書貼付枠》

大石 哲司

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

様

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

領収書

930 円

2021 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党西部地区委員会  
〒433-8122  
浜松市中区上島 2-13-17  
TEL 053-474-2145

\*印は税率8%

領収日 4/26 扱者



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動のために購読	930円	100%	930円

使途項目 サーチギ 支出証拠書  
   -

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話使用料		
年 月 日	令和 3年 4月26日～	年 月 日	金 額 5,229円

目 的	政務活動を行うための通信手段
使 途	令和3年 4月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

03-04-26 口座振替                      \*10,459SMFS(ツフトバンク)

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,459円	1 / 2 %	

様式第1-1号

使途項目 サーチキー

整理番号 4-21

□□□□ - □□□□

### 支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	朝日新聞デジタル版 購読		
年月日	令和 3年 4月27日～	年 月 日	金額 875円

目的	最新情報の収集
使途	4月支払分
政務活動・ 県政との 関連性	最新の情勢を確認し、政務活動の参考とする。
<<領収書貼付枠>>           別紙のとおり   03-04-27 口座振替 *89,512AP77°57	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	1,750円	1 / 2	875円
		%	

# ご利用明細書

作成日 2021年 4月 15日

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日

2021年 4月 27日 (火)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額

89,512円

会員番号

■ご返済口座 金融機関  
 本支店  
 口座番号  
 口座名義 大石 哲司  
※お客さま情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただきます。

ショッピング利用可能枠	70万円
割賦利用可能枠 ※	70万円
*****ご利用可能枠*****	

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

## ■当月お支払後の残高・残元本

(円)

ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

## ■リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)	15.000%	
月々の弁済金	20,000円	
お支払コース	*****	*****
支払方式	元利定額	
ボーナス加算額		
ボーナス加算月		

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

## ■ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格。手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。  
 お客様の支払方式・手数料率 (年利)などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。  
 ①支払方式が「元金定額方式」の場合  
 あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を加算した額をお支払いいただきます。  
 ②支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合  
 あらかじめ定められた金額を毎月お支払いいただきます。  
 当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌一括払いを除き、商品取返、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額		売上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	摘要
		ご利用金額	手数料等					
210201	アサヒアイデジエイバス	770		S	1	01	770	
210201	アサヒシンブンデジタル	980		S	1	01	980	111番 1750円
210312	ハママツケーブル	3,300		S	1	01	3,300	
210331	ヤフージャパン	1,418		S	1	01	1,418	
210331	オイシイミズノタクハイビン	5,114		S	1	01	5,114	
210331	ドコモご利用代金04月分	10,863		S	1	01	10,863	
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	89,413						
	明細書発行手数料	99					99	
	*** 当月ご利用金額 ***	89,413						
当月お支払合計金額							89,512	

様式第1-1号

整理番号 4-22

使途項目 サーチキー

□□□□ - □□□□

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料金		
年月日	令和3年4月27日～	年月日	金額 1,650円

目的	インターネットの接続
使途	4月請求分の支払い
政務活動・ 県政との 関連性	県政情報の収集等

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

口座引落し : 3年4月 整理番号 4-21 参照

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	3,300円	1 / 2	1,650円
		%	



# ご利用明細書

作成日 2021年 4月 15日

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日

2021年 4月 27日 (火)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額

89,512円

会員番号

ショッピング利用可能枠	70万円
引当利用可能枠 ※	70万円
*****(利用可能枠)*****	

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

ご返済口座

金融機関

本支店

口座番号

口座名義 大石 哲司

※お客さま情報保護のため、口座番号表示の「部」を省略させていただきます。

当月お支払後の残高・残元本

(円)

ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)	15.000%	
月々の弁済金	20,000円	
お支払コース	*****	*****
支払方式	元利定額	
ボーナス加算額		
ボーナス加算月		

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格。手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。  
お客様の支払方式・手数料率 (年利) などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。  
①支払方式が「元金定額方式」の場合  
あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を加算した額をお支払いいただきます。  
②支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合  
あらかじめ定められた金額を毎月お支払いいただきます。  
当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	元上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	摘要 現地通貨額 (通貨別) / 換算レート / 換算日等
		手数料率					
210201	アサヒアイデジエイバス	770	S	1	01	770	
210201	アサヒシンブデジタル	980	S	1	01	980	5/11/21 1750円
210312	ハママツテーブル	3,300	S	1	01	3,300	
210331	ヤフージャパン	1,418	S	1	01	1,418	
210331	オイシイミズノタクハイビン	5,114	S	1	01	5,114	
210331	ドコモご利用代金04月分	10,863	S	1	01	10,863	
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	89,413					
	明細書発行手数料	99				99	
	*** 当月ご利用金額 ***	89,413					
当月お支払合計金額						89,512	

月額利用料

表記の金額は全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

インターネット (ライトプラン)	スーパー プレミアム 下り120Mbps 5,000円	プレミアム 下り30Mbps 4,000円	スタンダード 下り10Mbps 3,000円	エントリー 下り1Mbps 1,700円
ケーブルテレビ	TEL割 6,130円	TEL割 5,130円	TEL割 4,130円	TEL割 2,830円
SS 2台以降 2,400円/台 4,800円	ダブル割 9,000円	ダブル割 8,000円	ダブル割 7,000円	ダブル割 6,100円
TEL割 5,600円	トリプル割 10,430円	トリプル割 9,430円	トリプル割 8,430円	トリプル割 7,230円
S・A 2台以降 2,000円/台 4,000円	ダブル割 8,200円	ダブル割 7,200円	ダブル割 6,200円	ダブル割 5,300円
TEL割 4,800円	トリプル割 9,330円	トリプル割 8,330円	トリプル割 7,330円	トリプル割 6,430円
B 2台以降 2,000円/台 3,500円	ダブル割 7,700円	ダブル割 6,700円	ダブル割 5,700円	ダブル割 4,800円
TEL割 4,300円	トリプル割 8,830円	トリプル割 7,830円	トリプル割 6,830円	トリプル割 5,930円
M 2台以降 1,900円/台 2,500円	ダブル割 6,700円	ダブル割 5,700円	ダブル割 4,700円	ダブル割 3,800円
TEL割 3,300円	トリプル割 7,830円	トリプル割 6,830円	トリプル割 5,830円	トリプル割 4,930円
L 2台以降 1,000円/台 1,800円	ダブル割 6,000円	ダブル割 5,000円	ダブル割 4,000円	ダブル割 3,100円
TEL割 2,600円	トリプル割 7,130円	トリプル割 6,130円	トリプル割 5,130円	トリプル割 4,230円
地デジ 1世帯台数に関わらず同料金 900円	ダブル割 5,500円	ダブル割 4,500円	ダブル割 3,500円	ダブル割 2,200円
TEL割 1,700円	トリプル割 6,630円	トリプル割 5,630円	トリプル割 4,630円	トリプル割 3,330円

※当社のサービスは全てベストエフォート型となっております。表記上の数値は通信速度を保証するものではなく、理論上の最大速度です。時間帯や接続先の環境、お客様のご利用機器等によって速度が低下いたします。  
 ※インターネットライトプランはインターネット接続のみを提供するサービスです。  
 ※地デジコースの月額料金は施設利用料です。  
 ※ケーブルテレビをご契約のお客様でらくらく録画オプションをご利用の場合は月額1,000円、らくらく録画ブルーレイオプションをご利用の場合は月額2,000円が加算されます。  
 ※月額利用料にNHK放送受信料(衛星含む)は含まれておりません。ケーブル・ウィンディでは「NHK衛星契約放送受信料」の団体一括支払を取り扱っております。是非ご利用ください。  
 ※各コースを組み合わせで複数台のコンバーターを利用する場合は、ご利用の最上位コースの基本利用料を1台目として適用します。  
 ※ケーブルプラスは KDDI株式会社の商標です。 ※ケーブル・ウィンディ ケーブルプラス電話は、浜松ケーブルテレビ株式会社と KDDI株式会社が提携し、提供しているサービスです。

初期費用

規加入

テレビ接続台数	ケーブルテレビのみ		インターネットのみ		セット加入	
	[1台接続]	[複数台接続]	-	[1台接続]	[複数台接続]	
加入金	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	
宅内工事	15,000円	30,000円	12,000円	27,000円	42,000円	
同時工事割引	-	-	-	-10,000円	-10,000円	
合計	30,000円	45,000円	27,000円	32,000円	47,000円	

追加加入

テレビ接続台数	ケーブルテレビを追加		インターネットのみ
	[1台接続]	[複数台接続]	-
宅内工事	15,000円	30,000円	12,000円
追加工事割引	-5,000円	-5,000円	-5,000円
合計	10,000円	25,000円	7,000円

ケーブルプラス電話

ケーブルテレビ 又は インターネット ご加入の方	0円
ケーブルプラス 電話のみ ご加入の方	50,000円

※配線工事等、その他追加工事、追加部品が必要な場合には別途料金が必要です。  
 ※ケーブルテレビ(SS・S・A・B・ミニ・Cコース)のご加入にあたり、上記初期費用とは別に専用リモコン(3,000円/個)が必要です。  
 ※ケーブルテレビ(SS・S・A・B・ミニ・Cコース)の宅内工事内容にはデジタルコンバーター1台の設置が含まれております。  
 ※TV複数台接続工事において、デジタルコンバーターを追加設置する場合には、2台目以降1台につき3,000円の追加工事と専用リモコン(3,000円/個)が別途必要です。  
 ※TV複数台接続工事において、既存のテレビ配線が利用できない場合、テレビ配線が無い場合など、新規工事が必要な場合には、1か所につき7,000円の追加工事費が必要ですが、  
 ※接続にD端子ケーブルが必要な場合は、1本につき1,000円の料金が必要です。(HDMIケーブルの場合、2,000円/本)  
 ※引込工事費は無料(通常20,000円)です。  
 ※追加加入の場合は、新規に加入金は発生しません。

メニュー変更費用

<メニュー変更費用> ケーブルテレビ、インターネットそれぞれのサービスにおいて、各コース間の変更は以下の料金が必要になります。

ケーブルテレビのみ	インターネットのみ	セット加入	インターネットのみ
SS・A・M・Cコース間で変更される場合	1,000円	-	1,000円
SS・A・M・Cコースから地デジコースへ変更される場合	1,000円	2,000円	3,000円
地デジコースからSS・A・M・Cコースへ変更される場合	0円	0円	3,000円
らくらく録画・らくらく録画ブルーレイへ変更・追加される場合	-	3,000円	3,000円
			6,000円

インターネットのみ	インターネットのみ	インターネットのみ
コース・プラン変更	1,000円	1,000円

※ケーブルテレビのSS・S・A・B・M(ミニ)・Cコースより地デジコースへの変更は、ご加入後6ヶ月以降の受付となります。

表記の金額は全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

様式第1-1号

使途項目 サーチャージ

整理番号	4-23
------	------

支出証拠書

□□□□ - □□□□

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諒情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	インターネットプロバイダ料		
年 月 日	令和 3年 4月27日～	年 月 日	金 額 709円

目 的	インターネットの利用
使 途	4月請求分の利用料
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり  口座引落し： 2年 4月 整理番号 4-21 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	1,418円	1 / 2	709円
		%	

# ご利用明細書

作成日 2021年 4月 15日

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日

2021年 4月 27日 (火)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額

89,512円

会員番号

[REDACTED]

■ご返済口座 金融機関

本支店

口座番号

口座名義 大石 哲司

※お客さま情報保護のため、口座番号表示の一部を省略させていただきます。

ショッピング利用可能枠	70万円
割賦利用可能枠 ※	70万円
*****利用可能枠*****	

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

## ■当月お支払後の残高・残元本

(円)

ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
ショッピング			
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

## ■リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)	15.000%	
月々の弁済金	20,000円	
お支払コース	*****	*****
支払方式	元利定額	
ボーナス加算額		
ボーナス加算月		

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

## ■ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格。手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。  
お客様の支払方式・手数料率 (年利) などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。  
①支払方式が「元金定額方式」の場合  
あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を加算した額をお支払いいただきます。  
②支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合  
あらかじめ定められた金額を毎月お支払いいただきます。  
当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額 1 手数料率2	売上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	摘要
							現地通貨額 (通貨略称) / 換算レート / 換算日等
[REDACTED]	[REDACTED]						
210201	アサヒアイデイジーエイバス	770	S	1	01	770	
210201	アサヒシンブンデジタル	980	S	1	01	980	111/1 6750円
210312	ハママツケーブル	3,300	S	1	01	3,300	
210331	ヤフージャパン	1,418	S	1	01	1,418	
210331	オイシイミズノクハイピン	5,114	S	1	01	5,114	
210331	ドコモご利用代金04月分	10,863	S	1	01	10,863	
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	89,413					
	明細書発行手数料	99				99	
	*** 当月ご利用金額 ***	89,413					
当月お支払合計金額						89,512	

使途項目                      サーチキー

				-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

支 出 証 拠 書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	来客用飲料水代		
年 月 日	令和 3年 4月27日～	年 月 日	金 額                      2,557円

目 的	事務所来訪者への湯茶の提供
使 途	飲料水の購入
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別 紙 の と お り

口座引落し： 3年 4月 整理番号 4-21 参照

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	5,114円	1 / 2	2,557円
		%	

# ご利用明細書

作成日 2021年 4月 15日

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日

2021年 4月 27日 (火)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額

89,512円

会員番号

ショッピング利用可能枠	70万円
割賦利用可能枠 ※	70万円
*****ご利用可能枠*****	

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

■ご返済口座

金融機関	
本支店	
口座番号	
口座名義	大石 哲司

※お客さま情報保護のため、口座番号表示の「0」を省略させていただきます。

■当月お支払後の残高・残元本

(円)

ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

■リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)	15.000%	
月々の弁済金	20,000円	
お支払コース	*****	*****
支払方式	元利定額	
ボーナス加算額		
ボーナス加算月		

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

■ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格。手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。お客様の支払方式・手数料率 (年利) などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。
  - ①支払方式が「元金定額方式」の場合  
あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を加算した額をお支払いいただきます。
  - ②支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合  
あらかじめ定められた金額を毎月お支払いいただきます。  
当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額		支払回数	今回数	お支払金額	摘要
		金額	手数料				
							現地通貨額 (通貨別) / 換算レート / 換算日等
210201	アサヒアイデジエイパス	770		S	1	01	770
210201	アサヒシンブンデジタル	980		S	1	01	980
210212	ハママツテーブル	3,300		S	1	01	3,300
210331	ヤフージャパン	1,418		S	1	01	1,418
210331	オイシイミズノタクハイピン	5,114		S	1	01	5,114
210331	ドコモご利用代金04月分	10,863		S	1	01	10,863
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***	89,413					
	明細書発行手数料	99					99
	*** 当月ご利用金額 ***	89,413					
当月お支払合計金額						89,512	

様式第1-1号

整理番号	4-25
------	------

使途項目      サーチャージ

□□□□ - □□□□

支出証拠書

( 会派名・議員氏名    ふじのくに県民クラブ 大石 哲司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話料金		
年 月 日	令和 3年 4月27日～	年 月 日	金 額      5,431円

目 的	政務活動を行うための通信手段
使 途	4月請求分の携帯電話料金
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

口座引落し：    3年 4月    整理番号 4-21 参照

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	10,863円	1 / 2	5,431円
		%	

# ご利用明細書

作成日 2021年 4月 15日

スマイルパーソナル Tカードプラス

当月お支払日

2021年 4月 27日 (火)

大石 哲司 様

当月お支払合計金額

89,512 円

会員番号

ショッピング利用可能枠	70万円
副貸利用可能枠 ※	70万円
****ご利用可能枠****	

(※) 当社カードを複数お持ちの場合、各カードにはそれぞれご利用可能枠の設定がございますが、ご利用いただける金額の合計は、カードのご利用可能枠のうち最も高い金額の範囲内となります。

ご返済口座

金融機関

本支店

口座番号

口座名義 大石 哲司

※お定さま情報保護のため、口座番号表示の「部」を省略させていただきます。

当月お支払後の残高・残元本

(円)

ショッピング	リボルビング払い	支払後残元本	
	回数指定払い	支払後残高	
キャッシング	リボルビング払い	支払後残元本	

リボルビング払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
手数料率 (年利)	15.000%	
月々の弁済金	20,000円	
お支払コース	*****	*****
支払方式	元利定額	
ボーナス加算額		
ボーナス加算月		

※支払方式が「元金定額方式」の場合、月々の弁済金は、当該弁済金額に手数料/利息が加算された金額となります。

ご利用明細

- ※1 現金販売価格・現金提供価格。手数料がない場合、そのご利用分についての支払総額となります。
- ※2 包括信用購入あっせんの手数料。1・2回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。
- ※3 カードショッピングリボルビング払いの弁済金の算定方法は以下のいずれかになります。  
お客様の支払方式・手数料率 (年利) などは、上記「リボルビング払いの登録内容」をご確認ください。  
①支払方式が「元金定額方式」の場合  
あらかじめ定められた金額に、毎月締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を加算した額をお支払いいただきます。  
②支払方式が「元利定額方式・元利定額スライド方式」の場合  
あらかじめ定められた金額を毎月お支払いいただきます。  
当月弁済金額には毎月の締切日 (5日) 時点のご利用残高×手数料率の手数料を含むものとします。
- ※4 翌月一括払いを除き、商品取扱、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額		売上 種別	支払 回数	今回 回数	お支払金額	請求 現地通貨額 (通貨銘柄) / 換算レート / 換算日時
		手数料率1	手数料率2					
210201	アサヒアイデিজエイバス		770	S	1	01	770	
210201	アサヒシンブデジタル		980	S	1	01	980	5 111 1750 円
210312	ハママツテーブル		3,300	S	1	01	3,300	
210331	ヤフージャパン		1,418	S	1	01	1,418	
210331	オイシイミズノクハイピン		5,114	S	1	01	5,114	
210331	ドコモご利用代金04月分		10,863	S	1	01	10,863	
	*** 当月ご利用金額 (小計) ***		89,413					
	明細書発行手数料		99				99	
	*** 当月ご利用金額 ***		89,413					
当月お支払合計金額							89,512	



使途項目      サーチャージ

□□□□ - □□□□

支 出 証 拠 書

( 会派名・議員氏名    ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所電気代		
年 月 日	令和 3年 4月27日～	年 月 日	金 額      11,231円

目 的	事務所光熱水費
使 途	事務所照明ほか
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動拠点の事務所照明等
<<領収書貼付枠>>          別紙のとおり          03-04-27 JAカード      *22,463NS NICOS	

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	22,463円	1 / 2 %	11,231円

**クレジットカードご利用代金請求書 (兼利用明細書)**  
 いつもクレジットカードをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご利用カード JA CARD (一体型)

カード番号

お客様の個人情報保護のため、カード番号とご指定引落口座番号を一部非表示とさせていただきます。

作成日 2021年 4月14日

ご指定引落口座

オオishi テツシ

**お支払月分** 2021年 4月分

**お支払金額** 22,463円

**お支払日(引落日)** 4月27日 (火)

※弊社クレジットで同一口座の引落先とある場合、合算してお支払日(引落日)の前日(金融機関営業日)までに、

**ご利用明細**

「わいわいプレゼント」のポイント対象となるご利用分を\*で表示(プラスP有の場合は★表示)

ご利用日	ご利用先など	商品内容など	ご利用金額	手数料/利息(総額)	支払回数	何回目	今月の お支払金額	備考	ポイント 入替
21: 3:10	[大石 哲司 様] 中部電力 21年03月分	[非表示]	22,463		1	1	22,463		*
		JA CARD (一体型) ご利用分					22,463	小計	
<p>◆以下いずれかの年会費無料化条件を達成すると次年度の年会費が無料になります!◆                  [年会費無料化条件1/年間カードショッピング12万円以上ご利用]                  今月のご利用金額 22,463円                  累計のご利用金額 69,871円                  年会費無料まで *****円                  累計期間: 3年 2月~ 4年 1月※請求書へ新規記載のご利用分が対象です                  [年会費無料化条件2/電気料金または携帯利用料金をJAカードでお支払い]                  ★★年会費無料化条件を達成しました!次年度の年会費は無料です★★</p>									
お引落口座		ゆうちょ銀行・楽天銀行	その他金融機関	ショッピング「1回払い」のご利用分を「リボ払い」「分割払い」に変更できます!					
変更締切日		4月21日(水)	4月22日(木)	※「リボ払い」「分割払い」には所定の手数料がかかります。※お持ちのカードやご利用状況によっては、変更いただけません。					
お申込み		<input type="checkbox"/> 三菱UFJニコスWEBサイト <a href="https://www.cr.mufg.jp">https://www.cr.mufg.jp</a> TOPページからログイン ▶ 「お支払方法の変更」 ※お申込みは変更締切日の20:00まで。ご利用には「Net Branch」のIDが必要です。		NICO'Sコールセンター 0570-025405 または 03-5940-1100 9:00~17:00(無休・年末年始は休み)				A005	
今月お支払合計							22,463		

※新規ご利用分の取消しおよび金額繰上返済があった場合は、ご利用明細に表示されない場合があります。  
 ※リボ払いのご利用明細は、新規ご利用分のみ表示します。  
 明細行数が20行以下の場合、ハガキタイプにて発行させていただきます。

**キャッシングリボ払いのご利用状況**

前月お支払後残高	4月お支払元本	●お支払方法 ボーナス加算	月	円
新規ご利用金額	4月 お支払手数料/利息		月	円
残高合計	4月リボお支払金額			
	今月お支払後残高			

※繰上返済および取消し等があった場合は、当該金額を相殺した金額を表示します。

【海外ショッピングご利用について】 国際カードはVISAまたはMastercardが標準するカードをご利用いただけます。必ず1.1.1.ご利用日のレートにてごさいせん。また、海外でのショッピングご利用は国際カードに請求額延滞などの費用として、残りが定めた2.20%(税込)を加算させていただきます。

様式第1-1号

使途項目 サーチキー

整理番号

4-27

□□□□ - □□□□

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 大石 哲 司 )

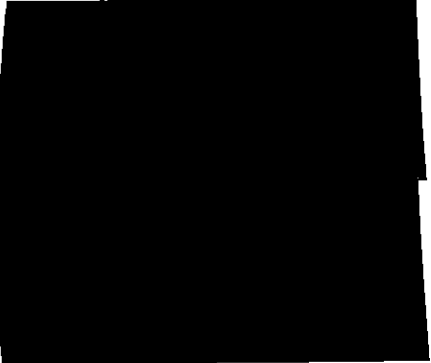
経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて打合せ		
年 月 日	令和 3年 4月28日～	年 月 日	金 額 5,140円

目 的	会派総会
使 途	交通費 (浜松 ⇄ 静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	新型コロナウイルス対策など県政についての打ち合せを行った。

《領収書貼付枠》

残高ご利用明細

カード番号 [REDACTED]  
残高履歴 (最新20件)  
月日 時刻 乗車 運賃 降車 残額  
○ -428 1740 新浜松駅 -240 積志駅 28070  
○ -428 1040 積志駅 -240 新浜松駅 28310



2021.-4.29 07:42 積志駅102発行  
遠州鉄道株式会社

支払者: 大石 哲 司

領 収 書

Receipt \_\_\_\_\_ 様

領収年月日 2021.-4.28  
金 額 ¥4,660 (消費税等込み)  
(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(20030 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

浜松駅

浜松駅MV7発行 30031-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

自宅 ⇄ 新浜松駅  
@240 円 × 2

浜松駅 ⇄ 静岡駅  
往復 4,660 円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	5,140円		5,140円
		100%	